# 11月のイベント

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | | | | | |



**スマホで広報紙が読めます**

無料アプリ「マチイロ」

iPhone　Android

## 筑後七国

**■八女星のまつり**
日時　7日㈯ 10:00～16:00・8日㈰ 9:40～16:30
場所　星のふるさと公園平和の広場（八女市）
**問八女星のまつり実行委員会　☎0943-52-3111**

**■太原のいちょう**
日時　17日㈫～23日㈷㈰ 9:00～17:00
場所　太原のいちょう畑
※詳細は右QRコードをご確認ください。
**問広川町観光協会　☎0943-32-5555**

**■いこか祭**
日時　21日㈯・22日㈰ 9:00～17:00
場所　太原のいちょう畑横
**問広川町観光協会　☎0943-32-5555**

**■第18回筑後七国 卑弥呼の火祭り**
日時　23日㈷㈰ 10:00～18:00（予定）
場所　九州芸文館（筑後市）
**問九州芸文館　☎0942-52-6435**

**■貯筋体操**
日時　5日・12日・19日・26日㈬
14:00～15:00（13:30開場）
場所　「はなやぎの里」3階多目的ホール
**問高齢者支援係　☎0943-32-1113**

**■郷土史研究会「征西将軍宮と願文」**
日時　10日㈫ 19:00～21:00
場所　広川町役場2階201会議室
**問生涯学習係　☎0943-32-0093**

**■男の料理教室**
日　時　25日㈬ 9:30～13:00
場　所　「はなやぎの里」2階調理実習室
持参物　エプロン、マスク
参加費　300円
※新規で参加を希望する人は、18日㈫までにご連絡ください。
**問広川町社会福祉協議会　☎0943-32-3768**

## 空き家お悩み相談会

**所有している空き家、現在住んでいる家の今後。「どうしよう」を専門相談員に相談してみませんか？**



日　時　12月22日㈫ 10:30～15:30
（相談時間30分）
場　所　広川町役場2階
201・203会議室
定　員　先着7組
申込先　福岡県空き家活用サポートセンター
☎092-726-6210
申込期限　12月18日㈮
※詳細は右QRコードをご確認ください。

**問広川町役場企画課企画係　☎0943-32-1196**

## 保育園・幼稚園からのお知らせ

**心愛保育園** ☎0943-32-4004

**斗和保育園（チャイルドハウス）** ☎0943-32-2722

㈪～㈮ 9:00 ～ 17:00
一時保育受付中　※要予約

**上広川保育園** ☎0943-32-1925

**中広川保育園** ☎0943-32-4850

**ひろかわ幸輪保育園** ☎0942-52-3804

はっぴーサークル（未就園児対象）
認定こども園を体験しませんか

**八女学院広川幼稚園** ☎0943-32-4172

にこにこクラス（未就園児対象）
11月2日㈪・13日㈮・19日㈬
10:00 ～ 11:30
※要予約

**保育園おひさま** ☎0943-32-1125

**八女地区病児・病後児保育施設おひさま** ☎0943-32-6103

※各保育園・幼稚園の詳細は、QRコードからご覧ください。

## 相談はお気軽に

**弁護士無料法律相談**（利用条件あり）
日時　11月19日・12月17日㈬
13:00 ～ 16:00［1人30分］
場所　福岡法務局八女支局
定員　各6人（先着順）
予約　法テラス福岡
☎050-3383-5502 or ☎050-3383-5501

**なんでも人権相談所**
（八女人権擁護委員協議会）
日時　12月17日㈬ 13:00 ～ 16:00
場所　はなやぎの里
問福岡法務局八女支局　☎0943-23-2603

**心配ごと相談**　※要予約
日時　㈪～㈮［祝除く］8:30 ～ 17:15
場所　はなやぎの里
問広川町社会福祉協議会　☎0943-32-3768

**身体障がい者相談**
日時　11月10日㈫ 10:00 ～ 12:00
場所　はなやぎの里
問福祉課　☎0943-32-1113

**補聴器相談**
日時　11月17日㈫ 15:00 ～ 16:00
場所　はなやぎの里
問福祉課　☎0943-32-1113

**知的障がい者相談**
日程などを調整しますので、福祉課（☎0943-32-1113）へご連絡ください。

**教育相談**
日時　㈪～㈮［祝除く］8:30 ～ 17:15
問専用電話　☎0943-32-1685
【不在時】学校教育係　☎0943-32-1194

**困りごと相談室**　※予約不要
日時　11月19日㈬ 10:30 ～ 12:00
場所　はなやぎの里
問福岡県自立相談支援事務所
☎0942-38-8501

**行政相談**
年金や道路、福祉など、行政の仕事について、行政相談委員が無料で相談に応じます。
日時　11月18日㈫ 13:00 ～ 15:00
場所　はなやぎの里
問総務課　☎0943-32-1255

## 公共施設などの電話番号

**広川町役場**
☎0943-32-1111
㊊FAX 0943-32-5164

**保健・福祉センター「はなやぎの里」**
☎0943-32-3768

**ふれあいタクシー予約センター**
☎0943-32-5489

**広川町産業展示会館**
☎0943-32-5555

**古墳公園資料館**［㈪休館］
☎0942-54-1305

### チェックリスト

11月号の良かったページに
チェックをお願いします。

□特集：いつまでも自分らしく、
　安心して暮らせるまちへ
□学校教育
□広川町立図書館へ行こう！
□11月のイベント
□広川町・創業支援事業者の紹介
□人権問題を考える
□お知らせのページ
□みんなのヒロカ話
□ふるさと再発見
□子育て支援センター「ハグハグ」
□MY TOWN TOPICS
□そのほか（　　ページ）

### ご自由にお書きください（イラスト可）

### まち子ちゃんシール プレゼント!




広報紙に関するチェックリストおよびご意見を記入し、「あなたの声」を送っていただいた人に、「まち子ちゃんシール」をプレゼント（抽選で3人、同年度1回のみ）

# 口福処　華のれん





季節の食材と麹を生かした和食ランチを提供しています。インスタグラムの注意事項（ストアルール）を確認のうえ、ご予約ください。

代表：古賀菜穂子

広川町大字広川 749-3
営業日時：㈬㈭㈮ 11:30 ～ 15:00（ラストオーダー 14:00）
予約：電話のみ（㈪～㈮ 8:00 ～ 18:00）
☎ 090-4660-4091
設立 / 令和 8 年 3 月
事業内容 / 飲食店

Instagram

## 創業のきっかけ

子ども 2 人に毎日お弁当を作り続ける中で、手作りの温かさや素材を生かした食事の大切さを実感しました。発酵食品や麹を学ぶうちに、体に優しい食を地域の皆さんへ届けたいと思い、和食ランチ専門店「口福処 華のれん」を創業しました。

## 創業塾で学んだこと・創業補助金の活用

創業塾では、経営の基礎や資金計画、ターゲット層の設定など、店舗運営に必要な考え方を学びました。同じ志を持つ仲間との出会いも大きな励みとなっています。創業補助金を活用して、内装や照明設備を整え、落ち着いて食事を楽しめる空間づくりができました。

## 今後の展望

現在は、1 日限定 10 食のランチを提供していますが、今後は少しずつ提供数を増やしていく予定です。麹を使った商品や無添加調味料の販売、そのほか保護猫の活動を支援するチャリティーグッズの販売にも取り組んでいます。食を通じて地域の人たちに喜んでもらえる店づくりを進めていきます。








## あなたの声を届けてください！

広報紙を読んだ感想や今後取り上げてほしい記事、広川町への思い、町に対する質問・意見・提案などをお送りください。

QR コードからもあなたの声を送れます！

問 自治防災課自治振興係
☎ 0943-32-1807

必須 担当課からの回答を希望するか、希望しないか、以下のいずれかを〇で囲んでください

希望する　・　希望しない

**名前**（回答を希望する場合は 必須 ）
フリガナ

**住所**（回答を希望する場合は 必須 ）
〒　　-

**電話番号**（回答を希望する場合は 必須 ）
（　　）　　-

**年齢** 任意

**性別**

郵便はがき
〒 834-8790

＜受取人＞
日本郵便株式会社
広川郵便局私書箱第 3 号
広川町長　行

料金受取人払郵便
八女局承認
636
差出有効期限
令和 10 年 9 月 24 日（切手不要）

今月号の良かった記事とその理由を教えてください

# 11月20日は「世界こどもの日」

## ～ こども性暴力防止法が施行されます ～

問生涯学習課人権・同和教育係　☎0943-32-0093

### 世界こどもの日

毎年11月20日は「世界こどもの日」です。1989年11月20日に開催された国連総会で、「こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択されたことをきっかけに、子どもの権利の認識を深め、福祉の向上を図ることを目的に制定されました。

こどもの権利条約は全54条からなり、国連はその中の4つの条項をこどもの権利条約の4原則としています。

### こども基本法とは？

日本国憲法とこどもの権利条約の精神に基づいた、すべての子どもが将来にわたり幸福に暮らせる社会を目指す法律で、令和4年6月に成立し、翌年4月に施行されました。

第3条では、子ども施策の基本理念として次の6点が示されています。

①差別の禁止（すべての子どもを等しく大切にする）
②生命・生存・発達に対する権利の保障
③子どもの意見の尊重（意見表明権）
④子どもの最善の利益の尊重
⑤子どもを育てる親・保護者などへの支援
⑥社会全体で子どもを支える環境づくり

### こども性暴力防止法

法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」です。子どもに接する場での性暴力を防ぐため、令和6年6月に成立しました。

この法律が適用されるのは、学校設置者と国の認定を受けた民間教育保育等事業者です。

学校設置者には、学校・認可保育所・認定こども園・児童福祉施設などが含まれ、民間教育保育等事業者には、認可外保育所・放課後児童クラブ・学習塾・スポーツクラブなどが含まれます。

この法律は、今年の12月25日に施行され、次のような効果が期待されます。

・性犯罪歴を確認し、リスクのある人物の就労を防止する
・不適切な行為を早期発見・防止する
・事業者に安全確保措置を義務付け、現場の意識向上につなげる
・安全な施設や事業所を可視化し、保護者や子どもが選べる基準を提示する

### こどもの権利条約　4つの原則

●差別の禁止（差別のないこと）
すべての子どもは、子ども自身や親の人種・国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

●子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

●生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

●子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

### 人権を考えるひろかわセミナー

【第1回】11月24日㈫
演題：「子どもの人権」
講師：大西良さん
（筑紫女学園大学）

【第2回】11月30日㈰
演題：「防災とジェンダー」
講師：江﨑俊子さん
（NPO法人ジェンダー平等福岡市民の会）

【第3回】12月7日㈰
演題：「障がい者の人権」
講師：太田信介さん・宏介さん
（ギャラリー宏介㈱）

〈時間〉19:00～20:40
〈場所〉広川町役場4階展望スペース
※入場無料